

1974年通商法第301条による中国の知的財産侵害調査

○知的財産、技術革新及び技術に関する中国の調査を開始するかどうかを決定するようにとのトランプ大統領からの指示を踏まえ、ライトハイザー米通商代表は、8月14日に次のとおり声明を発表するとともに、18日に1974年通商法第302条[19USC2412]に基づき中国の知的財産侵害に関する調査を開始した。議会の共和・民主両党の大方の意見は、この動きが長年にわたる課題に対処するための素晴らしい最初の一步であるというものであり、中には迅速な措置も求める意見も出ている。

米国は、長年にわたって、非常に深刻な課題に直面してきた。中国の産業政策、その他の慣行によって、伝えられているように不可欠な米国の技術の中国企業への移転を余儀なくされている。我々は、徹底的な調査を行い、必要であれば米国企業の将来を守るために法的措置を取るだろう。現在及び将来の世代のための何百万もの雇用が危機に瀕している可能性がある。これは、USTRの最優先事項の一つであり、我々はできるだけ早く大統領に報告する予定である

○1974年通商法第302条(b)(1)(A)に基づく調査結果については、同法第304条[19USC 2414](a)(2)(B)の規定により原則として調査の開始日から12か月後までに確定しなければならない。USTRは、10月10日に公聴会を開催し、意見聴取を行う予定で、9月28日までに書面によるコメント及び公聴会への出席要求を募っているところである。これまでのトランプ政権が打ち出した通商政策については「アナウンス効果」に止まっているものが多くみられるが、公聴会でどのような意見が出されるのか、注目する必要がある。

米通商代表が同法第301条[19USC2411](a)(A)の規定に基づき、中国の法令、政策又は慣行が、①米国の規律に違反し、若しくは整合性がないか、若しくは通商協定に基づく米国の利益を否定している、又は②正当化できず、かつ、負担となっている、若しくは米国の貿易を制限していると判断した場合には、米通商代表は、同条(c)に掲げられている、関税の賦課、輸入の制限等の措置を取ることができる。なお現行のWTOの下で加盟国に対する301条手続きの発動事例については、日本の自動車補修部品市場規制がある。日本の自動車補修部品市場規制については、1995年5月に制裁措置の対象となる行為が存在するという決定を行った後、日米二国間協議によって決着が図られ、301条による制裁措置は発動されなかった。

○ライトハイザー米通商代表は、上述の調査状況について戦略国際研究センターの9月18日の討論会で、「私はその結果を予見できない。我々は、来る10月10日に公聴会を開催し、申立を積み重ねることとしている。そして現在の状況が何であるかを判断する予定だ。そして必要であれば、我々は、大統領に救済策を勧告するだろう。…しかしながらご質問のとおり、強制的な技術移転に関する数えきれない苦情がある。経営者がひっきりなしに私のところに面会に来ている。そしてほとんどすべてのCEOは、会話のどこかの時点で、合弁に参加するよう強いられ、その合弁に知的財産を委譲し、市場価格よりも低い価格で彼らの知的財産の使用権を与えなければならないという、中国との問題を抱えていると述べている。それから強制的な技術移転に加えて、もう一つ問題があるが、それは知的財産の無許可使用があるかどうかだ。…また、中国には問題があると数えきれないほどの示唆がある。そして知的財産は、世界の他の諸国が高度な知的能力を持っていないということではないが、米国が持っている競争上の優位さの一つだ。さて米国は、巨大な量の知的財産を開発してきた。そして我が国の企業と労働者がその恩恵を確保することは非常に、…非常に重要だ。なぜ我々が301条を使おうとしているのか。その理由は、それが、我々の持っている調査的な手法であるからだ。もしあれば、もしWTO違反を発見すれば、我々はWTOに持ち込むつもりだ。我々は、301条を使うことによって、決してWTOへの持ち込みを排除していない。我々が非合理的だと思い、米国の貿易を抑制している事柄が貿易協定でカバーされない場合には、その時には我々は他の救済策を工夫し、市場原理と市場効率性で結末をつける地点まで到達することになるだろう」と述べている。

1974年通商法第302条 [19USC 第2412条]

(a) 請願

(1) 利害関係者は、この章の第301条[19USC 第2411条]による措置を講じるよう要請し、及びにその要請を支持する主張を陳述する請願を通商代表する提出することができる。

(2) 通商代表は、前項の規定により提出された請願の申立を審査し、及びに通商代表がその申立を受理した日から45日以内に調査を開始するかどうかを決定しなければならない。

(3) 通商代表がその請願に係る調査を開始しないと決定する場合には、通商代表は、その結果の理由を請願者に通知するとともに、連邦公報にその理由の要旨とともに決定の通知を公表しなければならない。

(4) 通商代表がその申立に関して第2項の規定により肯定的な決定を行う場合には、通商代表は、その申立で提起された課題に関する調査を開始しなければならない。通商

代表は、申立の要旨を連邦公報に公表するとともに、できるだけ速やかに、公聴会を含め、

(A) 30 日以内の公聴会が請願で要請されている場合には、肯定的な決定を行った日から起算して 30 日以内(申立人が合意している場合には当該期間後の日)、又は

(B) 請願者若しくは利害関係者によって、その後に適切な日時の要請がなされた場合には、当該日に

その課題に関する見解を公表する機会を提供しなければならない。

(b) 請願以外の措置による調査の開始

(1)

(A) 通商代表が、その事案がこの章の第 301 条[19USC 第 2411 条]に基づき対処することができるかどうかを判断するために当該事案についてこの節の規定により調査が開始されるべきであると決定する場合には、通商代表は、連邦公報にその決定を公表し、当該調査を開始するものとする。

(B) 通商代表は、(A)の決定をする前に、この章の第 345 条[19USC 第 2155 条]の規定に基づき設立された関連委員会に協議しなければならない。

(2)

(A) ある国がこの章の第 332 条[19USC 第 2242 条] (a) (2)の規定により特定された日から 30 日以内に、通商代表は、この号の下で次の調査を開始しなければならない。

(i) 当該国の法令、政策又は慣行が当該特定の基礎となっていること。

及びに

(ii) その時点においてこの号の調査又は法的措置の対象となっていないこと。

(B) 通商代表は、調査の実施が米国の経済的な利益を害すると決定する場合には、当該国の法令、政策又は慣行に関してこの号による調査を開始することを必要とされない。

(C) 通商代表が(B)の規定により調査を開始しないと決定した場合には、通商代表は、次の事項を詳細に明らかにする書面による報告書を議会に提出しなければならない。

(i) その決定の理由

及びに

(ii) 調査を実施した場合に影響される米国の経済的な利益

(D) 通商代表は、(A)の理由により調査を開始した調査期間中は、時期に応じて、著作権局長、知的財産担当商務次官及び米国特許商標庁長官その他連邦政府の適切な担当官に協議しなければならない。

(c) 裁量

この章の第 301 条[19USC 第 2411 条] (d)の規定に掲げる何らかの法令、政策又は慣行に係る(a)又は(b)の規定に基づく調査を開始するかどうかの決定に際して、通商代表は、

この章の第 301 条[19USC 第 2411 条]による法的措置が当該法令、政策又は慣行に対処するのに効果的であるかどうかを決定する裁量を有しているものとする。